
行財政改革に関する 意見書

令和元年12月4日

聖籠町行財政改革有識者会議

はじめに

聖籠町は、平成30年度に2019年2月から2022年3月までを取組期間とする「聖籠町行財政改革大綱」を策定した。

令和元年度には、これまで実施していた事務事業評価に「費用対効果」、「妥当性」、「受益者負担」、「政策的優先度」、「社会情勢への適合性」の5つの視点を加えて評価する政策評価という新たな評価体系に移行した。

そこで見直しの対象とした主な事業について、町内外の有識者に見直し内容を説明し、それに対する意見を聴取した上で次年度以降の事業に反映していくため、当会議が招集された。

これは、行財政改革部会から提案された各事務事業の改革の方向性について、意見を述べるものである。

意見書の作成においては、委員がそれぞれの立場から発言した意見を尊重し、これらも率直に示している。

町が行財政改革を進めるにあたっては、この意見書でまとめた意見に留意されたい。

聖籠町行財政改革有識者会議

目 次

事務事業の見直しについて	3
① 長寿祝金支給事業	4
② 精神障がい者入院費扶助事業	5
③ 自立支援医療費扶助事業	6
④ 公益上必要な事業を実施する団体に対する補助金	7
⑤ 情報機器ネットワーク事業	8
 参 考	 9
1 検討の経過	10
2 有識者会議委員一覧	11
3 有識者会議設置要綱	12

事務事業の見直しについて

事務事業の見直しについて

見直しを検討した事務事業① 長寿祝金支給事業

■ 改革部会による方向性（ポイント）

- 90才以上の町民に対して、その長寿を祝い、労をねぎらうため、町長又は町幹部職員が自宅を訪問し、祝金を支給する。
- 超高齢化・長寿化により支給対象者の増加が見込まれ、限られた財源のなかで、高齢者福祉施策を維持していくためには、制度を見直す時期。
- 他市町村の状況や、町が主催する敬老会での記念品贈与もあることを踏まえると、祝金は手厚くなっている。
- 平成30年度有識者会議で定めた改革の方向性「支給額又は支給時期の見直し」にもとづき、見直し案を提示。

	現行	案
見直し案	● 90歳～94歳 20,000円/年 ● 95歳～ 30,000円/年	● 90歳～94歳 10,000円/年 ● 95歳～ 20,000円/年
	● 削減によって得られた財源（1,390千円）によって、高齢者タクシー利用料金助成事業、また福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業を拡充する。	

■ 意見

- 改革案は支給額をそれぞれ1万円減額しただけ。財源の辻褄合わせではなく、節目の年にまとまった額を支給する等、高齢者の気持ちを考慮した大胆な改革を行うべき。
- 超高齢化・長寿化が進んでいくことを考えると、減額せざるを得ない。健康寿命延伸に向けた取り組みに充てる等、10年後、20年後を見据えた工夫が必要。

事務事業の見直しについて

見直しを検討した事務事業② 精神障がい者入院費扶助事業

■ 改革部会による方向性（ポイント）

- 精神障がいに起因する入院の費用について扶助することで、対象者の精神的・経済的不安軽減に寄与している。
- 少子・超高齢化・長寿化が進展する中、限られた財源で福祉施策全体を維持していくため、制度の見直しが必要でないか。
- 対象者間で扶助後の自己負担額の差が大きく、応分負担の考え方からも見直しが必要。
- 近隣市町村と比較し、支給額が高い。

	現行	当初案	会議の意見を踏まえた修正案
見直し案	自己負担額に対し20,000円/月 を上限に扶助	自己負担額の2/3を扶助 (上限20,000円/月)	○住民税課税世帯：自己負担額の2/3扶助 ○住民税非課税世帯：自己負担額の3/4扶助 (いずれも上限20,000円/月)

■ 意見

- 精神障がい者やその家族は、精神的にも金銭的にも負担が大きい。事業の効果は数値で測れるものではないため、当事者の状況を考慮すべき。
- 他市町村では所得制限を設けている。世帯状況に応じた所得制限について検討すべき。
- 医療費等扶助事業における対象者の自己負担のあり方について、町の基本的な考え方を整理されたい。

事務事業の見直しについて

見直しを検討した事務事業③ 自立支援医療費扶助事業

■ 改革部会による方向性（ポイント）

- 自立支援医療にかかる自己負担額を減らすことで、対象者の精神的・経済的不安軽減に寄与している。
- 国の制度によりすでに負担軽減されており、町単独事業による上乗せの必要性が低い。
- 限られた財源の中で、福祉施策全体を維持していくため、制度の見直しが必要。

見直し案	現行	当初案	会議の意見を踏まえた修正案
	自己負担額の1/2を扶助。	事業廃止	○住民税課税世帯：扶助なし ○住民税非課税世帯：自己負担額の1/2扶助

■ 意見

- 当事業は年間経費が100万円未満。削減額が少ないこのような扶助事業まで見直す必要があるか。
- 国の医療費9割負担という制度は当事業よりも早い時期に開始しており、事業を取り巻く状況の変化はないため、「国が9割負担しているから上乗せの必要性が低い」という理屈は成り立たない。
- 障がい者をめぐる家庭の状況は様々であり、それをふまえながら当事業の検討をしていく必要がある。
- 医療費等扶助事業における対象者の自己負担のあり方について、町の基本的な考え方を整理されたい。

事務事業の見直しについて

見直しを検討した事務事業④ 公益上必要な事業を実施する団体に対する補助金

■ 改革部会による方向性（ポイント）

- 公益上必要な事業を実施する団体に対し、その事業等について補助金を支払うことで、行政単独では提供することが困難なサービスの効果的かつ効率的な提供ができる。
- 人件費や団体の運営に係る費用については、本来、運営基盤が確立されていない段階の自立支援措置として補助するものだが、補助の長期化によって、各団体の自立を阻害していないか。
- 事業目的に対する補助金の効果検証、必要な見直しが行われているか。

見直し案

改めて前回見直し後の取組を検証するとともに、特に以下 2 点の観点から見直しを行う。

- 事業に対する補助金制度への転換。
※ 事業費であっても、その事業の性質により補助率等精査が必要。
- 運営費を補助する場合、団体の資産状況を踏まえ、その必要性を十分に精査する。

■ 意見

- 町単独事業の補助金は、議会等への説明責任を果たすこと。
- 総合計画等の町の大きな目標・目的を見据えて、補助金のあり方を見直す必要がある。
- 平成24年度に答申された補助金交付基準等を踏まえた不断の見直しを行うこと。また、そのチェックを第三者の立場にあるところに担ってもらうことも検討されたい。

事務事業の見直しについて

見直しを検討した事務事業⑤ 情報機器ネットワーク事業

■ 改革部会による方向性（ポイント）

- 子どもたちが身近に情報機器に触れられる機会を設けることで、I C T 教育の推進に寄与している。
- ネットワークなど機器の保守管理及び借上料として、高額な経常的経費がかかっている。
- 他市町村と比較して、中学校の情報機器導入・設置率は高いが、小学校は低く、国が2022年度までの目標とする児童・生徒 3 人当たり 1 台（最終的には 1 人 1 台が望ましいとされる）の設置には至っていない。
※ 令和元年12月5日付閣議決定「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」では、「義務教育段階において、令和5年度（2023年度）までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」とされている。

見直し案	現行	案
	役場と学校でそれぞれがネットワーク等管理	ネットワークの一元化
	削減で得られた財源によって、まず児童・生徒 3 人当たり 1 台のタブレット型 P Cを設置。	

■ 意見

- 時代に応じた教育ができる環境にするためにこのような改革は重要。
- 機器やシステムの借上・保守管理については、その金額の妥当性を検証すべき。
- 国は児童・生徒 1 人当たり 1 台の設置を目指す方針でいるが、その動向にも注視されたい。

参 考

1 検討の経過

期 日	内 容
令和元年10月23日	第1回有識者会議 ・ 行財政改革及び政策評価の概要について ・ 昨年度検討継続となった事業について ・ 事務事業の見直し（案）について（福祉分野）
令和元年11月11日	第2回有識者会議 ・ 事務事業の見直し（案）について（福祉・教育分野、補助金）
令和元年12月4日	第3回有識者会議 ・ 事務事業の見直し（案）について（補助金） ・ 意見書（案）について

※各回の会議資料及び議事要旨は、町ホームページの他図書館等でも閲覧が可能。

2 有識者会議委員一覧

(五十音順)

所 属	氏 名	備 考
蓮潟こども園 保護者	江口 史	
町 P T A 連絡協議会 会長	小林 勝弘	
町農業委員会 会長	駒澤 一男	
町社会福祉協議会 副会長	佐藤 直子	(社会福祉協議会推薦)
新潟大学経済学部 教授	穴戸 邦久	会長
町民生委員児童委員	手嶋 京子	(民生委員児童委員協議会推薦)
町代表監査委員	二宮 秀男	会長代理
町代表区長会 会長	平山 幸治	
町教育委員会 委員	深井 一成	(教育委員会推薦)
町商工会 会長	森 猛義	
町老人クラブ連合会 副会長	森田 春雄	

※任期：令和元年10月23日から令和2年3月31日まで

3 有識者会議設置要綱

聖籠町行財政改革有識者会議設置要綱（平成30年4月24日告示第39号）

（趣旨）

第1条 聖籠町の行財政改革の取組に関し、有識者等の意見を聴取するため、聖籠町行財政改革有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 会議は、委員13人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1）行財政改革に識見を有する学識経験者
- （2）関係機関の職員
- （3）その他町長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の年度末とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び代理者）

第4条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年4月24日から施行する。

附 則（平成30年8月2日告示第61号）

この告示は、告示の日から施行する。